OWNER'S LIFE

発行：エヌピー通信社　電話：03-6263-2093（代表）日本新聞協会／日本記者クラブ／国税庁記者クラブ／国会記者会 会員社

www.owners-life.com

オーナーズライフ ドクターズエディション

DOCTOR'S EDITION

vol.66 2023 July

気付かずに申告漏れや加算税

「デジタル遺産」のリスクとは

国税当局は情報収集に強み

インターネット上で管理する「デジタル資産」が相続の際に問題になっている。相続人がその存在を見つけられないケースが多いためだ。遺産の一部が後から発覚すれば遺産分割協議のやり直しが必要なだけでなく、最悪のケースでは雪だるま式に膨らんだ延滞税が課される事態に陥る。デジタル資産の相続リスクが顕在化するなか、トラブルのパターンを確認し、万全の対策を講じておきたい。

ネット銀行やネット証券の口座、仮想通貨やNFTといった暗号資産、電子マネーの残高など「デジタル資産」が相続によってデジタル遺産に変わったとき、問題になるのは相続人にとっての見つけづらさだ。発生するリスクは大きく分けて3つ。1つ目は、遺産分割協議がやり直しになるリスクだ。2つ目は、相続人の知らないうちに金銭的な損失を被るリスクだ。3つ目のリスクは雪だるま式に膨らんだ延滞税の支払いだ。相続税の納付期限は原則として被相続人が死亡した日から10カ月となっており、遅れた分には年率7・3％、2カ月経過後は年率14・6％が追加で課される。さらに過少申告加算税が発生する。

相続人がデジタル資産を見つけ出せない一方、国税当局の情報収集能力は高まっている。年々、照会手続きの効率化や調査対象の拡大が進み国税当局と相続人との間には埋めがたい情報格差が生まれている。

具体的な対策は主に3つ。1つ目の方法が、必要な情報を列記した「エンディングノート」の作成だ。遺言書と異なり書式が自由なので、必要な情報をいつでも気軽に書き残しておける。災害による紛失や相続人による見落としを防げるのが2つ目の方法で、それは金融機関や事業会社が提供しているデジタル資産管理サービスの活用だ。専用サイトを通じてデジタル端末の保管場所や各種サービスの契約情報を預けておけば相続発生時に指定しておいた受取人に引き継ぐことができる。

そして、金融機関のみならず任意の誰かにデジタル資産の処分を任せられるのが3つ目の方法である「死後事務委任契約」の締結だ。死後事務委任契約とは、本人が亡くなった後に死亡届の提出や葬儀の手配、医療費の支払いといった各種手続きを本人に代わって行うよう依頼する契約を指す。

デジタル資産の生前対策は誰にとっても見過ごせない相続の一大テーマとなっている。相続人が思わぬトラブルに巻き込まれる事態に陥らないよう、万全の対策を講じたい。

エヌピー通信社『オーナーズライフ』と日経電子版連動掲載特集です。

新築分譲マンション&一戸建てセレクション 2023 夏

https://ps.nikkei.com/map_2023summer/

OWNER'S LIFE
特集

あれもこれも経費で落とす

フェラーリやキャバクラもOK!?

事業関連性の立証がカギ

落とせるものは経費で落としたい――。いつの時代も多くの経営者の頭を悩ませているのが経費の取り扱いだ。公私の区別が難しい経営者の支出は、領収書を見た税務職員の判断ひとつで否認されてしまうリスクがある。そのため経費計上に二の足を踏んでしまうことは珍しくないが、諦めるのはもったいない。過去にはスポーツカーの購入費用や夜の付き合いで通うキャバクラ代金が認められた事例もある。工夫ひとつで税務職員を納得させ、経費として認めさせることは十分に可能だ。

税務署が着目する明確な公私の区分

事業上の経費として落とせるものは、原則として「事業を行うために使用した費用」とされている。そのため家族サービスで出かけた海外旅行の旅行代金や、趣味として通っているゴルフのレッスン料金といったプライベートな出費は事業上の経費にすることはできない。

ただ、公私の区別なく事業に打ち込んでいる経営者にとって、プライベートの支払いと仕事の支出を明確に区別するのは難しいのが実情だ。支出が経費になるのかどうかを巡っては、納税者と国税当局との間で幾度となく争いが生じてきた。その結果として、「支出が事業に関連している証拠」をあらかじめ残しておくことさえできれば、経費計上が認められるようになっている。

高級車やクルーザー節税効果は大きい

例えばフェラーリやポルシェなどの高級スポーツカーの購入費用や維持費用は原則として経費計上できる。かつては「個人の趣味嗜好の範囲」という理由から経費にできないという風潮があったものの、役員車として購入した約2700万円のフェラーリについて計上を認めた2000年4月のいわゆる「フェラーリ裁決」により一変した。

同裁決は、経営者の個人的趣味で選定したスポーツカーであっても、「事業の用に使用されていると推認できる以上は、（経費として）不相当とする理由はない」と判断した。事業用に利用されていることの証拠資料としては、①経営者に交通費・通勤手当が支給されていない、②通勤や支店巡回に基づく走行距離メーターの記録が残されている、③経営者が私有する高級車は会社の資産として計上していない――などを挙げた。購入費用のみならず、ガソリン代や保険料などの維持費用も経費になる。

ちなみに、高級車の購入による節税効果は大きい。自動車の購入費用は原則として月割りで6年間かけて経費計上することになり、初年度には購入代金の最大33・4％まで落とせる。仮に年度初めに1500万円の新車を購入したのであれば、その年だけでおおむね500万円の節税効果を得られる。

そして富裕層の娯楽として人気が高い「クルーザー」についても、購入費用や燃料代、保険料といった必要コストを経費にできる。通勤や営業に用いる社用車のように〝日常使い〟はできないものの、社員旅行や親睦会といった福利厚生の一環として使用している実態があれば事業用の支出とみなされるためだ。事業用に活用している証拠としては、利用規程の作成や運行記録の保存などが求められる。

クルーザーの節税効果は自動車よりも大きい。一般的なクルーザーは4年間で経費計上できるため、6年間かかる自動車よりも短期間にまとめて落とすことができる。初年度には購入費の最大50％まで経費になる。仮に年度初めに1500万円の新艇を購入したのであれば、その年だけでおおむね750万円の節税効果が得られるというわけだ。

クルーザー同様に福利厚生用途で経費にできるものとしては、社員の保養や研修の実施などを目的に設置する「保養所」も挙げられる。施設の取得費用だけでなく、運営・管理にかかる費用も計上可能だ。要件はクルーザーと同様で、利用条件や利用費用といった社内規程を定めてすべての社員が利用できるようにしたうえで、保養所の利用実績や利用証明の記録をつけておくことが求められる。

夜の付き合いも正統な理由あれば

モノや施設の購入費用のみならず、キャバクラ代金など取引先との〝夜の付き合い〟にかかった料金も経費計上可能だ。接待は取引先との関係性の維持や次の仕事の獲得につながるという観点から、事業の一環とみなされている。税務調査時に事業用に支払ったことを証明するためには、領収書とともに、同席した人の名前や関係性、人数などを記録しておくことが重要だ。

もっとも〝夜の付き合い〟について、かかった費用の全額が必ず落とせるわけではない点には注意が必要だ。国税庁は「常識の範囲を超えた金額については、給与として課税することがある」としている。また、取引先との交際費については年間上限額も定められており、原則として飲食費の50％もしくは800万円のどちらか多い方となる。この金額を超えた分については損金算入できないので気を付けたい。

経費処理を巡っては、領収書を見た税務職員の判断ひとつで否認されてしまうリスクがある。しかし実際には、事業用の支出だと証明できる証拠さえそろえておけば、税務職員を説得することは可能だ。落とせるものはしっかり落とし、無駄な税金を納めないで済むようにしたい。

「アフターコロナ」に向けたクリニックの対応

2020年初頭から始まった新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の感染拡大から約3年が経過し、政府は2023年5月8日に新型コロナを2類相当から5類に引き下げ、ウイズコロナの状況を収束しようとしています。アフターコロナに向けての変化を整理し、クリニックの対応について解説します。

医療提供体制の変化

新型コロナが2類相当から5類感染症に位置付けが変更されることにより「医療提供体制」の変化が生まれることになります。これまでは「限られた医療機関による特別な対応」とされてきましたが、今後は「幅広い医療機関による自律的な通常の対応」に移行するとしています。具体的には、これまで発熱外来など新型コロナにメインで対応してきた医療機関（約4万2千件）に加え、新たな医療機関に参画を促すための取組を重点的に進め、最終的には6万4千件に対応医療機関を拡大する目論見を示しています。

応召義務の変化

位置付け変更後の医療機関の「応召義務」については、①患者が発熱や上気道症状を有している②新型コロナにり患している③もしくはその疑いがあることのみを理由とした診療の拒否は「正当な事由」に該当しないとし、発熱等の症状を有する患者を受け入れるための適切な準備を行うこととされました。それでもなお診療が困難な場合には、診療可能な医療機関への受診を勧奨することとしています。これにより、「発熱患者は受け入れない」というスタンスは認められないことになり、すべての医療機関が十分な感染対策を行いながら、受診に応じるか、専門医療機関への紹介を行う必要性が出てきます。

患者の公費負担

位置付け変更後の「外来での公費負担」は、新型コロナの患者が治療薬の処方を受けた場合、薬剤費については引き続き「全額を公費支援の対象」とするとしています。一方、処方する際の手技料等は支援対象には含まれていません。また、「検査の自己負担」については、発熱等患者に対する検査は、抗原定性検査キットが普及したこと、他の疾病との公平性を踏まえ、「自己負担分の公費支援は位置づけの変更により終了」するとしています。

新型コロナの加算（院内トリアージ実施料）の取り扱い

新型コロナの疑い患者に対する診療報酬上の特例措置についても見直しが行われます。「院内トリアージ実施料（300点）」については、2つの区分に変更し見直しが行われています。「受入患者を限定しない外来対応医療機関で、その旨を公表しているもの」については、新型コロナ患者又は疑い患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合は、これまで通り院内トリアージ実施料（300点）を算定できるとしています。このケースには、受入患者を限定しない形に2023年8月末までに移行する医療機関も含まれており、移行準備期間中も要件を満たせば、院内トリアージ実施料（300点）を算定できるとしています。

一方、「新型コロナの疑い患者の外来診療を行う保険医療機関が上記の院内トリアージ実施料を算定する要件を満たしていない場合」は、新型コロナ患者又は疑い患者に対し、必要な感染予防策を講じて診療を行った場合は、「許可病床数が100床未満の病院の場合」の点数（147点）を算定するとし、約半分の点数となります。

電話・オンライン診療の取り扱いの変更点

2020年4月の電話等診療に関する特例措置（0410通知）についても変更が行われます。電話・情報通信機器（オンライン）を用いた診療等に係る特例については、「2023年7月31日をもって終了する」としています。

今後は、電話による診療と情報通信機器による診療が明確に分けられ、情報通信機器による診療については、2022年度の診療報酬改定の内容への変更が必要となります。具体的には、8月以降も情報通信機器による診療を行う場合は、初診料については「初診料の注1ただし書きに規定する点数（251点）」を算定できるよう、2023年7月31日までに「情報通信機器を用いた診療に係る施設基準の届出」が必要になります。再診料についても同様に、「再診料注1ただし書きに規定する点数（73点）」を算定できるよう、2023年7月31日までに施設基準の届出が必要となります。

2024年改定で新たな枠組みに

政府は、5月8日から今秋までの期間は、アフターコロナに向けた準備期間と位置付けており、徐々に変更していくこととしています。公費負担の措置は9月末までの措置とされ、10月からは改めて通知が出る予定です。今後は暫定的な診療報酬措置を経て、2024年4月の次期診療報酬改定を通じて新型コロナ対応を組み込んだ新たな報酬体系による医療提供体制に移行するとしています。

3年の長きに渡り続いた新型コロナの対応が変わろうとしており、クリニックはアフターコロナに向けて通常運転に移行する準備が必要となります。また、新型コロナによって拡大した「オンライン診療」や「Web予約」といった患者ニーズは、さらに拡大していくことが予想されます。政府が進める医療DX政策も本格化しようとしており、クリニックはその対応が経営上重要な要素になると考えます。

MICTコンサルティング㈱ 代表取締役 **大西大輔**

2001年一橋大学大学院MBAコース卒業後、医業経営コンサルティングファーム「日本経営グループ」入社。医療IT機器の展示場「メディプラザ」を設立。東京、大阪、福岡の3拠点を管理する統括マネージャーを経て、2016年にコンサルタントとして独立し、「MICTコンサルティング」を設立。過去2000件を超える医療機関へのシステム導入の実績から、医師会、保険医協会などの医療系の公的団体を中心に講演活動および執筆活動を行っている。

お客様が所有されているお家をハウスドゥが買取り、
その後お客様は賃貸としてそのまま住み続けられます。
また将来的に再度購入することもできます。

ハウス・リースバック®

店舗数 No.1 ※1

東証プライム 上場 証券コード:3457

リースバック取り扱いシェア No.1 ※2

ハウスドゥイメージキャラクター
古田 敦也 氏

住みながら売却できる

事業の資金繰り改善

相続対策として

HOUSEDO

東証プライム上場　株式会社And Doホールディングス
（株式会社ハウスドゥは社名変更いたしました）

無料パンフレットはこちらから！
TEL:050-1867-6276 24時間受付中

※午後5:30～翌9:00はお問い合わせ受付業務のみのご対応となります。
※個人情報の取り扱いについては、当社HPをご確認ください。

東京本社：東京都千代田区丸の内1丁目8番1号丸の内トラストタワーN館17F　TEL:03-4540-6254
京都本店：京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地　宅地建物取引業 国土交通大臣（3）第8077号

※賃料の未払いなど契約に違反した場合、住み続けられない可能性があります。※取り扱いには審査があり、諸条件によりお取り扱いできない場合もあります。ご利用にあたっては所定の事務手数料と別途登記などの費用がかかります。
※再度購入には別途条件があり、各種諸費用が必要となります。※1 ハウスドゥは不動産売買仲介専門フランチャイズで店舗数第1位です。「ビジネスチャンス」（2022年10月24日発行-2022年12月号）より
※2 調査期間：2022/07/08 ～ 2022/07/11 対象者条件：全国50歳～89歳「リースバック利用者」n数=359　調査主体：株式会社And Doホールディングス